

令和5年度第2回松本市社会福祉審議会 次第

日時：令和5年10月23日(月)

午後1時30分

場所：松本市役所議員協議会室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 答申事項（松福福第33号令和5年4月17日諮問）

第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について

4 その他

5 閉会

松本市社会福祉審議会名簿

氏名	推薦団体・役職等	所属専門分科会	備考
青木 厚	松本市高齢者クラブ連合会会長	高齢者福祉専門分科会	高齢者福祉専門分科会副会長
岩田 宜己子	かとうメンタルクリニックソーシャルワーカー	障害者福祉専門分科会	
海野 暁光	認定こども園深志園長	児童福祉専門分科会	
大下 京子	一般社団法人びあねっと理事兼 びあねっと社会参画室室長	障害者福祉専門分科会	障害者福祉専門分科会副会長
岡野 尚子	認定こども園聖十字幼稚園園長	児童福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	民生委員審査専門分科会副会長
片桐 政勝	社会福祉法人アルプス福祉会理事	障害者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
北沢 和雄	松本地域難病患者家族友の会代表	障害者福祉専門分科会	
草深 邦子	松本市民生委員・児童委員協議会会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	地域福祉専門分科会副会長
小林 弘明	社会福祉法人松本市社会福祉協議会会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	委員長
澤地 雅弘	長野県弁護士会松本在住会代表	高齢者福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	
尻無浜 博幸	松本大学総合経営学部長	高齢者福祉専門分科会	高齢者福祉専門分科会会長
田中 秀明	松本短期大学幼児保育学科教授	児童福祉専門分科会	
野竹 寛	松本市町会連合会副会長	地域福祉専門分科会 民生委員審査専門分科会	民生委員審査専門分科会会長
羽田 原之	松本市医師会老人保健担当理事	高齢者福祉専門分科会	
平林 優子	信州大学医学部保健学科教授	児童福祉専門分科会	児童福祉専門分科会会長
廣瀬 豊	松本大学松商短期大学部 経営情報学科准教授	障害者福祉専門分科会	障害者福祉専門分科会会長
丸山 順子	松本短期大学介護福祉学科教授	高齢者福祉専門分科会	副委員長
三村 仁志	長野県社会福祉士会 元会長	地域福祉専門分科会	
向井 健	松本大学総合経営学部 観光ホスピタリティ学科准教授	地域福祉専門分科会	地域福祉専門分科会会長
山本 侑一郎	特定非営利活動法人ワーカーズコープ松本事業所所長	児童福祉専門分科会	

(案)

令和5年10月31日

松本市長 臥雲 義尚 様

松本市社会福祉審議会
委員長 小林 弘明

「第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について」(答申)

令和5年4月17日付け松本市諮問松福福第33号をもって当審議会に諮問がありました件について、別紙のとおり答申いたします。

高齢者福祉専門分科会答申（案）

令和6年度から3か年を計画期間とした「第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の策定にあたっての必要な事項は、下記のとおりです。

記

1 策定に必要な項目

- (1) 共に暮らし、ともに助け合い、一人ひとりが輝ける地域づくり
 - ア 地域包括ケアシステムのシンカ（深化・進化）に向けた取り組みを強化する。
 - イ 誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業による包括的な相談支援体制の整備
 - ウ ジェンダーの平等と多様性への理解推進
- (2) 健康で生きがいを持ち、自立した生活を送るための活動と支援
 - ア 介護予防を進めるため、フレイルの早期把握と医療連携体制を強化する。
- (3) 心身や暮らしの状況に配慮したサービスや医療の提供
 - ア 切れ目のない在宅医療と介護の連携推進を図る。
 - イ 認知症の理解の推進と認知症の方本人の社会参加
- (4) 中長期的な視点で、安心して介護できる環境づくり
 - ア 将来の人口減少や市民ニーズ等を考慮し、新たな施設整備は必要最小限とし、小規模施設を中心とした整備を行う。
 - イ DXの活用や関係機関と連携し、離職防止・人材定着化等の介護事業所支援を実施する。
 - ウ ヤングケアラーを含む家族介護者支援を推進する。

2 意見

- (1) 介護保険事業の健全な財政運営を図るため、厚生労働省からの指針に基づき介護保険給付準備基金を活用し、保険料を決定してください。
- (2) 全業種において従来のサービスの提供が困難となることが予想されるため、DXを活用した負担軽減や、関係機関と連携した人材確保・定着化を進め、介護事業所や介護職員の支援を行ってください。

社会福祉審議会資料
5. 10. 23
高齢福祉課

第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定について

1 趣旨

介護保険法及び老人福祉法の規定に基づく、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下「第9期計画」という。）の策定について、社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会で審議した結果について報告するものです。

2 経過

- R4. 12～ 高齢者等実態調査実施（令和5年1月まで）
- 5. 3～ 介護サービス等利用状況調査・介護サービス参入意向調査実施
- 4. 17 松本市社会福祉審議会（以下「社会福祉審議会」という。）に諮問
- 5. 25 第1回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会開催
- 6. 23 厚生委員協議会で、計画策定について報告
- 9. 27 第2回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会開催
- 10. 17 厚生委員協議会で、計画策定の進捗について報告
- 10. 18 第3回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会開催

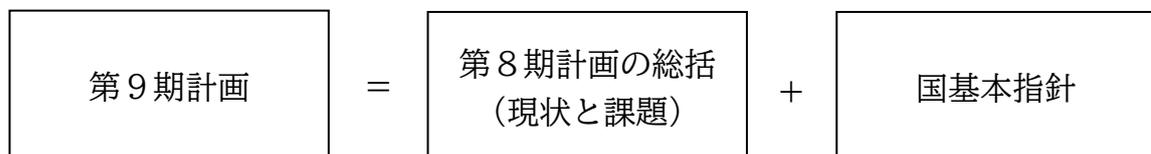
3 第9期計画の概要

(1) 計画期間

令和6年度から令和8年度まで（3年間）

(2) 計画策定の考え方

第8期計画（令和3年度から令和5年度まで）を振り返り、現状と課題を把握し、第9期計画策定に当たり、国から示された基本指針に基づき策定



(3) 計画の方向性及び施策の体系

別紙1及び2のとおり

4 策定のスケジュール（予定）

- R5. 10. 23 社会福祉審議会
- 31 社会福祉審議会（答申）
- 11 市議会に計画（案）を協議
- 12 パブリックコメントの実施（30日間）

6. 1 市議会にパブリックコメント等の結果及び計画（案）策定の報告
並びに保険料(案)の協議
- 2 介護保険条例改正議案提出（保険料改定）
- 3 第9期計画策定

5 今後の進め方

社会福祉審議会での答申を踏まえ、十分に議論を重ねるとともに、議会での協議、パブリックコメントによる市民の意見を反映させた計画を策定します。

○社会福祉法（抜粋）

（第一条から第六条 略）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十四条以降 略）

○社会福祉法施行令（抜粋）

（第一条 略）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

- 2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

（第四条以降 略）

○松本市社会福祉審議会条例

令和3年3月19日松本市条例第6号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、松本市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項に規定する児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、社会福祉について市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第9条に規定する臨時委員は、特別な事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第7条 審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

(1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項

(2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

(3) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及び難病の患者の福祉に関する事項

(4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項

(5) 児童福祉専門分科会 児童の福祉並びに母子及び父子(寡婦に関する事項を含む。)の福祉に関する事項

2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 3 専門分科会に専門分科会長及び専門分科会副会長各1人を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 5 専門分科会副会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。
- 7 専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第8条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定による障害者福祉専門分科会審査部会のほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第9条 審議会、専門分科会及び審査部会は、調査審議のために必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

管理不全空き家等審議会委員			7,000	4,900
健康福祉21市民会議委員			7,000	4,900

」

を

「

管理不全空き家等審議会委員			7,000	4,900
社会福祉	委員及び臨時委員		7,000	4,900
審議会	障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員		7,000	

」

に改め、子ども・子育て会議委員の項を削り、同表備考に次のように加える。

4 社会福祉審議会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）第3条第1項の調査審議を行う場合を除き、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会審査部会委員及び臨時委員にこの表を適用する場合において「日額」とあるのは、「勤務1回当たりの報酬の額」とする（政令第3条第1項の調査審議を行う場合に限る。）。

（松本市健康福祉21市民会議条例等の廃止）

3 松本市健康福祉21市民会議条例（平成13年条例第54号）及び松本市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第36号）は、廃止する。

令和5年度 松本市社会福祉審議会 松本市職員名簿

所属部	職 名	氏 名	備 考
健康福祉部	健康福祉部長	加藤 琢江	
	福祉政策課長	大月 強	
	障がい福祉課長	西村 恵美	
	高齢福祉課長	高木 寿郎	
	高齢福祉課 福祉担当課長	勝家 知子	
	西部福祉課	荻上 寿子	
こども部	こども部長	百瀬 由将	
	こども育成課長	塚田 喜代志	